

令和6年度の健康保険・雇用保険料

保険証

協会けんぽの健康保険料率

都道府県	令和6年	増減	令和5年
北海道	10.21%	↓ -0.08%	10.29%
青森県	9.49%	↓ -0.30%	9.79%
岩手県	9.63%	↓ -0.14%	9.77%
宮城県	10.01%	↓ -0.04%	10.05%
秋田県	9.85%	↓ -0.01%	9.86%
山形県	9.84%	↓ -0.14%	9.98%
福島県	9.59%	↑ 0.06%	9.53%
茨城県	9.66%	↓ -0.07%	9.73%
栃木県	9.79%	↓ -0.17%	9.96%
群馬県	9.81%	↑ 0.05%	9.76%
埼玉県	9.78%	↓ -0.04%	9.82%
千葉県	9.77%	↓ -0.10%	9.87%
東京都	9.98%	↓ -0.02%	10.00%
神奈川県	10.02%	→ 0.00%	10.02%
新潟県	9.35%	↑ 0.02%	9.33%
富山県	9.62%	↑ 0.05%	9.57%
石川県	9.94%	↑ 0.28%	9.66%
福井県	10.07%	↑ 0.16%	9.91%
山梨県	9.94%	↑ 0.27%	9.67%
長野県	9.55%	↑ 0.06%	9.49%
岐阜県	9.91%	↑ 0.11%	9.80%
静岡県	9.85%	↑ 0.10%	9.75%
愛知県	10.02%	↑ 0.01%	10.01%
三重県	9.94%	↑ 0.13%	9.81%

令和6年3月分（4月納付分）から変更

滋賀県	9.89%	↑ 0.16%	9.73%
京都府	10.13%	↑ 0.04%	10.09%
大阪府	10.34%	↑ 0.05%	10.29%
兵庫県	10.18%	↑ 0.01%	10.17%
奈良県	10.22%	↑ 0.08%	10.14%
和歌山県	10.00%	↑ 0.06%	9.94%
鳥取県	9.68%	↓ -0.14%	9.82%
島根県	9.92%	↓ -0.34%	10.26%
岡山県	10.02%	↓ -0.05%	10.07%
広島県	9.95%	↑ 0.03%	9.92%
山口県	10.20%	↑ 0.24%	9.96%
徳島県	10.19%	↓ -0.06%	10.25%
香川県	10.33%	↑ 0.10%	10.23%
愛媛県	10.03%	↑ 0.02%	10.01%
高知県	9.89%	↓ -0.21%	10.10%
福岡県	10.35%	↓ -0.01%	10.36%
佐賀県	10.42%	↓ -0.09%	10.51%
長崎県	10.17%	↓ -0.04%	10.21%
熊本県	10.30%	↓ -0.02%	10.32%
大分県	10.25%	↑ 0.05%	10.20%
宮崎県	9.85%	↑ 0.09%	9.76%
鹿児島県	10.13%	↓ -0.13%	10.26%
沖縄県	9.52%	↓ -0.37%	9.89%

※1：40歳から64歳までの介護保険料率は、全国一律で1.60%（前年1.82%）

※2：厚生年金保険料率は、全国一律で18.30%

各都道府県の令和6年度保険料額表も公表されています

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r06/r6ryougakuhyou3gatukara/>



雇用保険料率は据え置き

一般の事業の場合	① 労働者負担			② 事業主負担			①+② 雇用保険料率	
	失業等給付の保険料率	育児休業給付の保険料率		失業等給付の保険料率	育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率		
R6年度	6/1,000	4/1,000	2/1,000	9.5/1,000	4/1,000	2/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000

雇用保険料は、令和4年度・令和5年度に段階的な引上げが行われましたが、今年度は据え置きとなりました。



おしながき

- ▶ 令和6年度の健康保険・雇用保険料 ... P 1
- ▶ 【令和6年6月～】所得税の定額減税について ... P 2～3
- ▶ 一部業種で労災保険料率が改定 ... P 3
- ▶ 令和6年3月大学等卒業予定者の就職内定状況 ... P 4
- ▶ スタッフ紹介 ... P 4

3月・4月の労務・税務

- 3月11日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 3月15日
 - 確定申告の期限
- 4月1日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
- 4月10日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 4月30日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
 - 労働者死傷病報告の提出（1月～3月分）

サトー休業日のお知らせ

令和6年3月8日（金）は
全社研修により休業します

【令和6年6月～】所得税の定額減税について①



定額減税とは？

令和5年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」において税制改正が決定され、令和6年度は、**納税者と配偶者を含む扶養家族1人当たり4万円（所得税3万円、住民税1万円）の減税となり、原則として6月以降に支給される給与において減税を実施するため、人数に応じて事実上手取りが増えることとなります。** **こちらは給与支給をしている“会社が特別控除の税処理”を行います。**

①納税者	所得税	3万円	1人当たり 4万円
②配偶者を含む扶養親族 の人数に応じて	住民税	1万円	

※令和6年度の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の者が対象

(例) 父：納税者
母：配偶者
子：扶養親族

3人×4万円＝12万円

所得税の定額減税に関する会社対応の概要

※詳細な処理・例外的な処理を省略した概要です
※住民税の定額減税については別途ご案内する予定です

月次減税事務						年調減税事務
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
6月時点の定額減税額を、給与・賞与の源泉徴収税額から控除	定額減税額の上限に至るまで7月以降も引き続き控除					年末調整において、年末調整時点の定額減税額に基づいて清算

月次減税事務のフロー

① 控除対象者の確認

6月1日時点で給与の支払者のもとで勤務している「甲欄が適用される居住者」

※6月2日以降に入社した者は、年調減税事務で清算
※合計所得金額が1,805万円を超える者は月次減税事務を行い、年調減税事務で清算

② 減税額の確認

扶養控除等申告書の内容から、合計所得金額が48万円以下の
非居住者除く ①同一生計配偶者 ②控除対象扶養親族 ③16歳未満の扶養親族
を確認し、**(本人+①～③の合計) × 3万円**で定額減税額を計算する

※合計所得金額が900万円を超える場合、源泉控除対象配偶者の記載がないため注意

③ 給与計算 (給与又は賞与)

(A) 控除前税額の金額が定額減税額を上回る場合
→控除前税額から定額減税額を控除し、差額を源泉徴収税額とする

(B) 控除前税額の金額が定額減税額を下回る場合
→源泉徴収税額は「0円」として徴収せず、余った定額減税額は次月に繰り越し、次月以降は (A) になるまで繰り返す

(B) の処理になる人が大半で、各月の給与計算で、余った定額減税額は翌月に繰り越すため、給与計算においては労働者それぞれの定額減税額の管理が必要

※6月以降に扶養親族等が変更されたことにより定額減税額が変更となっても、当初の定額減税額は変更しない

【令和6年6月～】所得税の定額減税について②



年末減税事務のフロー

① 減税額の再確認

扶養控除等申告書・配偶者控除等申告書の内容から、合計所得金額が48万円以下の非居住者除く ①同一生計配偶者 ②控除対象扶養親族 ③16歳未満の扶養親族を確認し、**(本人+①～③の合計) × 3万円**で減税額を計算する

② 給与計算

(所得金額の計算)

給与等の総額

給与所得控除額を差し引く

給与所得控除後の給与等の金額

所得控除額等(扶養控除等)を差し引く

差引課税給与所得金額

(税額の計算)

所得税率を乗じる

算出所得税額

税額控除額(住宅借入金等特別控除額)を差し引く

税額控除額

年調所得税額

年調減税額

住宅借入金等特別控除後の年調所得税額から、年調減税額を控除

定額減税額控除後の所得税額

102.1%を乗じる

年調年税額

※所得税額と復興特別所得税額の合計額

最終的に、年間の徴収済み税額と年調年税額を調整することになるが、**合計所得金額が1,805万円を超える場合や6月以降に扶養人数が減少となった場合には、年末徴収において「徴収」が発生する可能性が高い**

所得税の定額減税は会社の対応すべきことが非常に複雑で、特に月次減税事務の処理は毎月の給与計算実務に関わってきますので、詳しい内容については国税庁のwebページなどを確認しておきましょう。

国税庁：定額減税 特設サイト
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

国税庁：令和6年分所得税の定額減税のしかた（パンフレット）
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>

国税庁：令和6年分所得税の定額減税Q&A
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>



※本掲載内容は、上記国税庁のサイトの2月29日時点の情報に基づいて作成しております。対応方法等が変更となる可能性がございますので予めご了承ください。

一部業種で労災保険料率が改定



全54業種のうち20業種が改定に

令和6年度から、一部業種において労災保険率に変更され、全54業種のうち、17業種が引下げ・3業種が引上げとなっています。令和6年度の労働保険料の計算時に適用されますので、事前に確認しておきましょう。

引下げ	引上げ
林業、定置網漁業又は海面魚類繁殖業、石灰石鉱業又はドロマイト鉱業、採石業、水力発電施設・ずい道等新設事業、機械装置の組立て又は据付けの事業、食料品製造業、木材又は木製品製造業、陶磁器製品製造業、その他の窯業又は土石製品製造業、金属材料品製造業、金属製品製造業又は金属加工業、めつき業、その他の製造業、貨物取扱事業、港湾荷役業、船舶所有者の事業	パルプ又は紙製造業、電気機械器具製造業、ビルメンテナンス業

令和6年3月大学等卒業予定者の就職内定状況

短期大学以外の就職内定率は昨年より上昇

厚生労働省と文部科学省は、令和6年3月大学等の卒業予定者の就職内定状況調査（令和5年12月1日現在）を発表しました。短期大学の就職内定率は前年度同期と比較すると低下しているものの、**大学および高等専門学校**の就職内定率は上昇しており、**売り手市場が続いている状況が見てとれます。**

学生優位の売り手市場において、企業側も内定者の囲い込みに必死になっています。最近では、内定辞退等を防ぐため、就職希望者の親に入社や内定の承諾を確認する「**オヤカク**」などの広がり等が多く報道されています。

区分	就職希望率	就職内定率
大学	76.8% (0.1)	86.0% (1.6)
短期大学	79.8% (▲4.4)	66.7% (▲2.7)
高等専門学校	58.0% (▲1.3)	97.8% (1.2)
計	75.8% (▲0.4)	84.8% (1.2)

() 内は前年度同期調査からの増減値 (▲は減少)

「オヤカク」とは？

就活生が内定承諾後に**両親に反対されたという理由で内定を辞退**することがある為、内定を出した就活生の**親に対して、自社のことを紹介したり、入社や内定の承諾を確認**する行為のこと

これまでの新卒採用は、4月入社に向けた一括採用が主流でした。しかし、労働力人口の減少やグローバル化の状況を踏まえ、**経団連は多様な人材の獲得に向けて通年採用の拡大を提言しています。**

今後、大企業の通年採用の拡大が予想される中、内定辞退率の高さで悩まされがちな**中小企業は、人材獲得のさらなる難化**が指摘されています。

深刻化していく人材確保の問題に対応すべく、自社における採用活動のあり方を、より一層検討していく必要があります。



スタッフ紹介

HRチーム

上門戸 愛

(うえもんど めぐみ)

<血液型>
O型

<趣味>
**旅行
美術館巡り**

昨年11月に入社しHRチームに所属しております。前職はフードサービス、教育業界と全く異なる業界であったため勉強することが多くありますが、変わらずお客様のニーズにお答えしたいという想いを持って仕事をしています。どうぞよろしくお願いいたします。



当事務所だよりの情報の取扱いに関するお願い

いつもサトー事務所だよりをご高覧いただき、誠にありがとうございます。
当事務所だよりの情報は、発行当時（令和6年2月29日）の情報を元に作成しており、提供する情報等については社会保険労務士法人サトーが信頼できると判断した各種資料に基づいて作成しておりますが、本資料に含まれるデータ及び情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。
また、管轄の労働基準監督署や年金事務所等により各種取扱いの判断が異なる場合がございます。
当事務所だよりの内容によって生じた損害等については一切の責任を負いません。

社会保険労務士法人サトー
730-0037 広島県広島市中区中町7番41号 広島三栄ビル8F

月～金 9:00～18:00（12:00～13:00除く）
電話：082（546）2080 FAX：082（546）2081

※固定電話への架電に関するお願い
社会保険労務士法人サトーでは、働き方改革の一環として電話の取次業務にかかる時間削減を目指しています。事務所に不在の場合が多いスタッフのみならず、お客様からの連絡が入るスタッフにはすべて携帯電話を貸与しております。担当スタッフへのご連絡は、事前にお伝えしております携帯電話番号へ架電いただきますようご協力をお願い致します。